破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１３８号
福岡県春日市下白水北５丁目10番地ソフィー21　206号
破産者　高井　毅仁
1　決定年月日　平成26年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３９６号
福岡市博多区比恵町５番２―302号
破産者　野口　武志
1　決定年月日　平成26年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７００号
佐賀県東松浦郡玄海町轟木2454番地２、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市瑞穂町３丁目２番８号
破産者　中山　裕基
1　決定年月日　平成26年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４６号
鳥取県鳥取市古市615番地　サンライズ甚九102号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂４丁目１番12号　インプレス・桜202号
破産者　操上笑美子（旧姓納山）
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１号
徳島県海部郡美波町木岐377番地５、旧住所徳島県海部郡美波町木岐349番地３
破産者　馬見　清吾
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第１１６９号
埼玉県加須市麦倉3078番地５
破産者　雨宮　信雄
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
長野県中野市大字西条787番地１　金井ハウジング３号
破産者　小池　裕香（旧姓大森）
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
茨城県古河市諸川2056番地３
破産者　畔柳　邦男
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２８１号
茨城県常総市内守谷町きぬの里３丁目11番地20
破産者　酒井みどり（旧姓平野）
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１１号
茨城県古河市鴻巣955番地
破産者　永岡　　忠
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１２号
茨城県古河市鴻巣955番地
破産者　永岡　トシ
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２１号
茨城県古河市鳥喰521番地５　ビューテラスレジデンス202号室
破産者　永岡　　宏
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第４１号
千葉県市川市稲荷木２丁目16番５号　インプレス101号
破産者　長島　伸行
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１１０４号
広島市安佐南区長束４丁目９番17―201号
破産者　小柳　和也
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７０号
高知市百石町４丁目５―14　高石荘２Ｆ、住民票上の住所高知市河ノ瀬町182番地１　大原西改住４号
破産者　宮本美惠子
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８号
高知県香南市赤岡町490番地イ
破産者　谷岡　稔仁
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９号
沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真2288番地101　ブセナテラス社員寮216号
破産者　本田　　守
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第２１９号
北海道上磯郡知内町字重内４番地
破産者　岡田木材株式会社
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所